

児童福祉法に係る障害児通所支援事業者及び障害児入所施設等指定に関する事務処理要領

(趣旨)

第1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に係る障害児通所支援事業者及び障害児入所施設指定に関する事務取扱については、児童福祉法、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日福島県条例第88号）、福島県児童福祉法施行細則（昭和27年4月11日福島県規則第22号）（以下、「施行細則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(児童福祉法に係る指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の指定の申請)

第2 児童福祉法に係る指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下、「事業所等」という。）の指定申請書は、以下のとおり取り扱う。

- (1) 指定障害児入所施設については、指定を受けようとする施設の所在地を管轄する県保健福祉事務所の長（いわき市にあつては、いわき地方振興局長）を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 指定障害児通所支援事業者については、中核市に所在する事業所（児童発達支援センターを含む）は、各中核市長へ提出するものとし、その他の事業所については、指定を受けようとする事業所の所在地を管轄する県保健福祉事務所の長を経由して知事に提出するものとする。

(申請書の添付書類)

第3 指定申請書の付表に添付する書類は、別紙の一覧表のとおりとし、様式については、一覧表に付随して示す様式のとおりとする。

(児童福祉法に係る事業所等の変更等の届出)

第4 児童福祉法に係る事業所等の変更の届出は、第2と同様の取り扱いとする。
また、廃止（休止、再開）届出も同様とする。

(更新)

第5 児童福祉法に係る事業所等の更新は、第2と同様の取り扱いとする。なお、添付書類は一覧表の別表のとおりとする。

(指定の標示)

第6 児童福祉法に基づき指定を受けた事業所等の申請者は、その旨を当該指定に係る事業所等の見やすい場所に標示するものとする。

(各種加算等に係る届出)

第7 児童福祉法に基づき指定を受けた者は、各種加算等の届出書を遅滞なく、第2と同様に提出するものとする。
また、届出内容の変更については、第4と同様に提出するものとする。
なお、届出様式については、一覧表の様式のとおりとする。

(附則)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 「児童福祉法に係る知的障害児施設等指定に関する事務処理要領（平成20年3月31日付け自第6488号）」は、廃止する。
- 3 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

- 5 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 6 この要領は、平成31年 1月 1日から施行する。
- 7 この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 8 この要領は、令和 元年10月 1日から施行する。
- 9 この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 10 この要領は、令和 8年 3月 5日から施行する。

(様式)

別紙のとおり